

産科誘致制度

三木町産婦人科医療施設整備助成金支給制度のお知らせ

<2億円を助成>

三木町では、町民が安心して子どもを産み、育てられる環境を整備するため、町内に産婦人科医療施設を開設しようとする医師に対し、開設に要する経費の一部を助成する制度を開始しました。

ご関心やご質問のある方は、下記までお問い合わせください。

制度の概要

●対象者（次のいずれにも該当する医師）

- (1)町内において新たに医療施設を開設し、継続して10年以上開業する見込がある者
- (2)産婦人科又は産科の臨床経験を5年以上有する者
- (3)地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動を行おうとする者
- (4)産褥期における産後ケアを積極的に行おうとする者
- (5)町税を滞納していない者

●対象経費

- ◆土地取得費、本体工事費、機器購入費等

●助成金

- ◆対象経費の2分の1以内、限度額は2億円
- ◆5か年以内の期間に分割して交付

お問合せ先

◇三木町役場 健康福祉課

◇電話：087-891-3304

◇E-mail:kenkofukushi@town.miki.lg.jp